

財務省告示第三百三十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平

成十七年八月二十二日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十七年九月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百三

二 発行の根拠 十五回）

の法律及びそ 財政法（昭和二十二年法律第三

七年度における財政運営のため

の公債の発行の特例等に関する

法律（平成十七年法律第十九号）

第二条第一項及び財政融資資金

特別会計法（昭和二十六年法律

第一百一号）第十一条第一項並び

に国債整理基金特別会計法（明

治三十九年法律第六号）第五条

第一項

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率とし

、価格競争入札において募集

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

価格を募入額により加重平均し

六

発

行

額

行争非者特国行争非者特国札非  
入価・別債入価・別債発競  
札格第参加市場札格第参加市場  
発競

込募各  
みの限度債市  
の額の市場  
応募額の範  
を囲内に  
割り当てる。  
各の申

二

八 口

イ

行争非者特国札非  
入価・別債入価・別債発競  
札格第参加市場札格第参加市場  
発競

込募各割各当も各  
みの限度債市割り当てる。  
の額の市場て。  
応募額の範  
を囲内に  
割り当てる。  
各の申

五

方募

入価法入  
札格競  
発競  
行争  
決定の

争市る参てしび価  
入場も加、た価格  
札特の者、後格競  
発行参加者、に争  
と、者、行、争  
いう。第、以下、  
非価格競  
争入場も加、た、  
札特の者、に争、  
発行参加者、に争、  
と、者、行、争、  
いう。第、以下、  
非価格競  
争入場も加、た、  
札特の者、に争、  
発行参加者、に争、  
と、者、行、争、  
いう。第、以下、  
非価格競

二				八				口		イ
行争非者特国	行争非者特国	行争非者特国	行争非者特国	札非	札非	札非	札非	札非	入価	
入価・別債	入価・別債	入価・別債	入価・別債	発競	発競	発競	発競	発競	札格	
札格第参市	札格第参市	札格第参市	札格第参市	行争	行争	行争	行争	行争	発競	
発競	発競	発競	発競	入	入	入	入	入	行争	
千利第国	千利第国	千利第国	千利第国	十に規基五に規金一て基すた成九つ定う億額	七つ定金千つ定特億はづるめ十十いにち`	六て基別会計八面金し二条発の七二億はづ`	四に規基十に規金一て基すた成九つ定う億額	にに定金千つ定特億はづるめ十十いにち`	にに定金千つ定特億はづるめ十十いにち`	にに定金千つ定特億はづるめ十十いにち`
四付一債	四付一債	四付一債	四付一債	億いて基は`	億いて基は`	億いて基は`	億いて基は`	億いて基は`	億いて基は`	億いて基は`
十国項整	十国項整	十国項整	十国項整	六千四`	六千四`	六千四`	六千四`	六千四`	六千四`	六千四`
一債の理	一債の理	一債の理	一債の理	額発行し	額発行し	額発行し	額発行し	額発行し	額発行し	額発行し
億に規定	億に規定	億に規定	億に規定	た利付国債	た利付国債	た利付国債	た利付国債	た利付国債	た利付国債	た利付国債
円ついで`	円ついで`	円ついで`	円ついで`	九百六	九百六	九百六	九百六	九百六	九百六	九百六
い`	い`	い`	い`	億	億	億	億	億	億	億
て`	て`	て`	て`	億	億	億	億	億	億	億
`	`	`	`	億	億	億	億	億	億	億
額	額	額	額	億	億	億	億	億	億	億
面	面	面	面	億	億	億	億	億	億	億
金	金	金	金	億	億	億	億	億	億	億
行	行	行	行	億	億	億	億	億	億	億
額	額	額	額	億	億	億	億	億	億	億
し	し	し	し	億	億	億	億	億	億	億
た	た	た	た	億	億	億	億	億	億	億
条	条	条	条	億	億	億	億	億	億	億



十  
三  
二

債 別 参 市  
場 加 者 特  
・ 第 非  
格 競 争  
入 札 発 行  
利 札 発 行  
過 利 率  
の 払 込 み

十  
四  
初  
期  
利  
子

(一) 年  
○ 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
は、払込金額に追加した金額を第  
二式により算出した金額に第  
二式により規定する日に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{債 団 全 額 の 総 額} \times 0.1}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収されるも  
のとして振替口座簿中の口座に  
記載又は記録されるものにつ  
いては、前記(一)の算式により  
た金額から当該金額に百分  
十を乗じた金額へただし、当  
国債を発行した金額に、  
者が非居住者又は外国法人  
である者が非居住者又は  
算出した金額に、前記(一)の  
は、外国法人が適用を受ける  
税の税率を乗じた金額を控除  
することができる。  
平成十八年二月二十日  
と、次に算出された支  
金額を支払う。ただし、  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払うこと  
が、及び第十号において規定  
する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還総額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成十七年八月二十二日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成十九年八月二十日	利子を支払う。
				て、その日以前六月間に属する	を、支払期とし、各支払期におい
				毎年二月二十日及び八月二十日	後の二期子以